



## 目次

はじめに	1
地域生活支援拠点等の経緯について	2
<b>&lt;各事例&gt;</b>	
① 相談の機能	3
(一宮市、刈谷市、蒲郡市、知多市、稲沢市、豊明市)	
② 緊急時の受け入れ・対応の機能	13
(一宮市、春日井市、安城市、西尾市、蒲郡市、常滑市、稲沢市、 武豊町、高浜市、幸田町)	
コラム1：緊急時の受け入れ・対応の支援にあたって、苦労した話・・・ 25	
③ 体験の機会・場の機能	26
(春日井市、碧南市、安城市、小牧市、新城市、美浜町)	
コラム2：圏域単位での機能の充実について・・・ 33	
④ 専門的人材の確保・養成の機能	34
(豊田市、小牧市、知多市、あま市、南知多町)	
⑤ 地域の体制づくりの機能	40
(豊橋市、半田市、刈谷市、安城市、阿久比町)	
コラム3：個人情報を取扱う際の留意点について・・・ 46	

## はじめに

本県においては、各市町村が地域生活支援拠点等における機能に関する検証・検討を行う際の参考資料として、愛知県障害者自立支援協議会地域生活移行推進部会の協力を得て2022年2月に「地域生活支援拠点等運用状況の検証・検討のための手引き」を作成しました。

その後、県内市町村において手引きが活用される中で、具体的な県内の取組事例等も把握したいとの意見を受けたことから、市町村に対して取組事例の調査を行い、地域生活移行推進部会の監修のもと、この事例集を作成いたしました。

この事例集が、市町村における地域生活支援拠点等における機能の充実の一助となれば幸いです。

2024（令和6）年2月

※各事例において、掲載しているフローチャート図やマニュアル等の参考資料については、2023年12月時点のものです。内容が更新されている可能性もあります。

# 地域生活支援拠点等の経緯について

平成 24 年度に成立した「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」において、附帯決議として「障害者の高齢化・重度化や「親なき後」も見据えつつ、障害児・者の地域生活支援をさらに推進する観点から、ケアホームと統合した後のグループホーム、小規模入所施設等を含め、地域における居住支援の在り方について、早急に検討を行うこと」と示されました。

このことを受け、国において「障害者の地域生活の推進に関する検討会」が設置され、平成 25 年 10 月 11 日に「障害者の地域生活の推進に関する議論の整理」が取りまとめられました。

そのなかで、地域における居住支援に求められる機能として以下の 5 つが示されました。

- ・相談（地域移行、親元からの自立等）
- ・緊急時の受け入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）
- ・体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）
- ・専門性（人材の確保・養成、連携等）
- ・地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）

これらのことを踏まえ、国において、平成 26 年 5 月 15 日に告示された第 4 期障害福祉計画（平成 27 年度～平成 29 年度）の基本指針において、「地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。以下同じ）について、平成 29 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。」とされ、「地域生活支援拠点等」の整備が求められました。

そして、市町村における地域生活支援拠点等の整備を推進するため、今までは、障害福祉計画に係る基本指針（告示）や通知にとどまっていたが、令和 4 年度における障害者総合支援法の改正によって、市町村における地域生活支援拠点等の整備の努力義務が法令上明確化されました。

また、令和 5 年 5 月 19 日に告示された第 7 期障害福祉計画（令和 6 年度～令和 8 年度）の基本指針においては、整備とともに、その機能の充実のために、「コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築」及び「支援の実績等を踏まえた運用状況の検証及び検討」を基本とすることが示されております。

障害のある方が御本人の希望に基づき、地域において安心した生活を営むことができるよう、「地域生活支援拠点等」の役割が重要となっています。

（執筆 愛知県福祉局福祉部障害福祉課 地域生活支援グループ）





## ① 相談の機能

基幹相談支援センターや相談支援事業所等に拠点コーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録するなどした上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能



<ポイント>

地域生活支援拠点等の事業所登録制や緊急時の支援に関するフローチャートによって、市内事業所における地域生活支援拠点等の理解が深まり、1つの事業所だけでの対応ではなく、基幹相談支援センター等を含めた関係機関での対応につながった事例

①対象者の把握

<取組内容>	<工夫点>
<p>○地域生活支援拠点等として対応する事業所の登録制をとっている。</p> <p>○拠点事業所に登録した相談支援事業所において、把握している対象者に対する緊急時の支援を見込んだ情報シートの作成を促している。</p>	<p>○自立支援協議会の既存の仕組みを活用して地域生活支援拠点等に関する学習や周知の機会を設けている。</p> <p>○拠点事業所に登録した相談支援事業所において作成する情報シートについては、共通様式を用いている。</p>

②24時間体制の確保

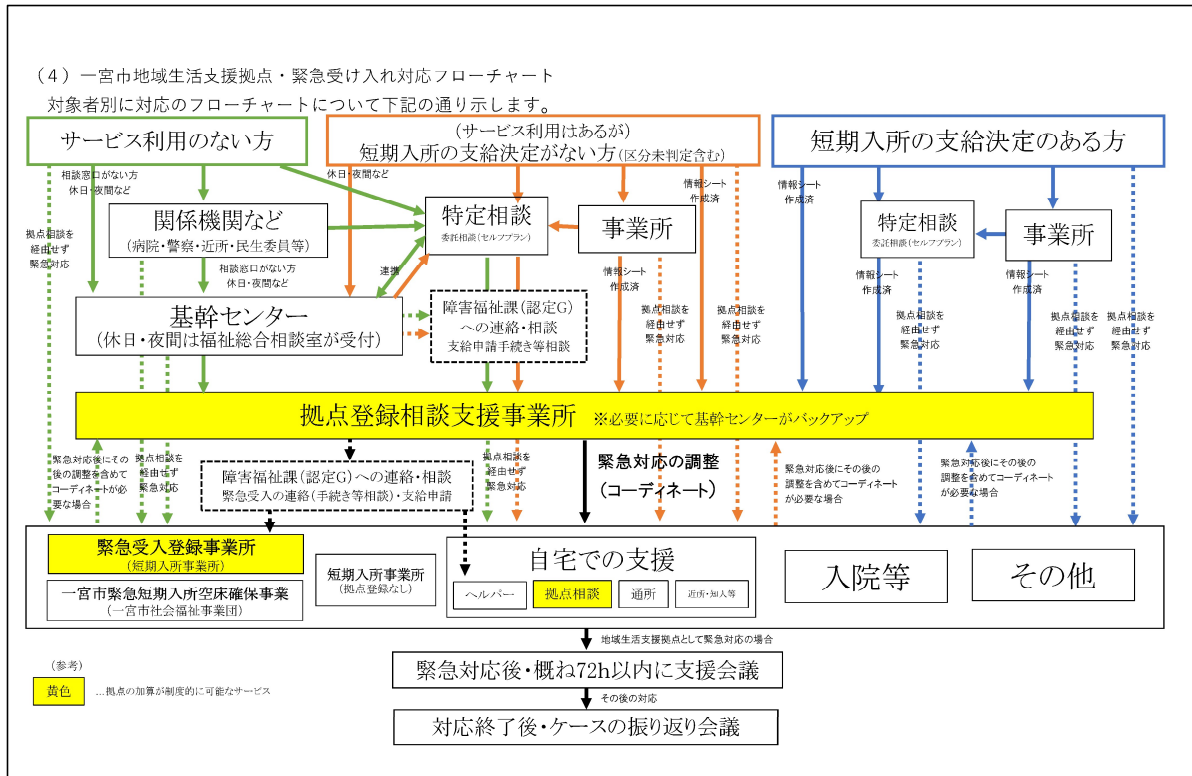
<取組内容>	<工夫点>
<p>○休日夜間の相談窓口を委託にて設置し、24時間の相談支援体制を確保している。</p>	<p>○休日夜間の相談窓口で緊急性のある連絡が入った場合は、市の担当者へ連絡が入り、状況に応じて対応することとなっている。</p>

◎具体的な実践例

2023年4月から地域生活支援拠点等の事業所登録制を開始したことや緊急時の支援に関するフローチャートを作成し、対応例を示したことで、市内の事業所において、地域生活支援拠点等に関する理解が深まった。

また、登録事業所から基幹相談支援センターに相談する事例が増加し、登録事業所のみで抱えることなく協働して対応できた事例や緊急時の支援を見込んだ情報シートを活用してスムーズに緊急時の受け入れができた事例につながった。

## <フローチャート図>



## <情報シート> ※一部抜粋

情報シート

記載日：令和 年 月 日

ふりがな 名前 いちのみや 花子 性別 男・女 **記入例**

生年月日 年 月 日 住所：一宮市 ○○

●緊急時対応により利用者がサービスを受ける時、連絡する人の確認。  
(連絡のやり取りが可能か、個別支援会議等に参加していただく事あり。)

連絡先①	ふりがな 名前	いちのみや 花子	続柄	母
	住所	一宮市	電話番号	
連絡先②	ふりがな 名前	いちのみや 梅子	続柄	叔母
	住所	岐阜市	電話番号	

●障害種別 身体 療育 精神 その他( ) 診断名 ダウン症

●手帳 身体障害者手帳 種4級 療育手帳 A判定 精神障害者保健福祉手帳 級

●障害支援区分 6 5 4 3 2 1 非該当 未申請

●医療

病院(診療科)	病名	服薬について(種類、飲み方)
K病院 神経内科、内科	てんかん、心疾患	朝、昼、晩 服薬あり
Bクリニック 耳鼻咽喉科	アレルギー	花粉症の時期のみ服薬、点鼻薬あり
O病院 皮膚科、眼科	アレルギー	入浴後、塗り薬(両手足先) 目薬(2種類、朝、晩)

●パニック 有 無

予防方法	天候不順が予想される際には、お気に入りのタオルとヘッドホンで音楽を聴く
起しやすいきっかけ	天候不順、特に雷、火花など大きな音がするものは苦手
起しやすい時間・場所	天候不順の時 外にいる場合は建物の中に入るほうがおちつく。
パニック時の状態	大きな叫び声をあげて、窓やドアを叩く。近くに人がいると突き飛ばす。
落ち着く方法・場所	自分の部屋、静かな場所

●てんかん発作 有 無

前兆	入浴時
きっかけとして考えられること	入浴時の体温上昇とともに眠気が強くなると起きやすい。
発作の対処方法	湯船にいる時は顔がお湯につかないようにする。

<ポイント>

拠点コーディネーターを配置し、24時間の連絡体制を築くとともに、緊急時の居住支援が見込まれない方の事前登録を進め、緊急時に備えた支援体制の整備を行っている事例

①対象者の把握

<取組内容>	<工夫点>
<p>○刈谷市が作成した「地域生活支援拠点ガイドライン」において、緊急時の支援が必要な対象者を「緊急時の支援が準備できておらず一時的な居住の確保が必要な人」と定め、緊急時の定義を以下の通り定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護者が急病、入院、葬祭、死亡等で長時間にわたり不在となる場合</li> <li>・本人の強度行動障害等により、介護者が介護できなくなる場合</li> </ul>	<p>○民生委員、家族会、相談支援事業所に協力を依頼し、緊急時の支援が見込めない方に対し、地域生活支援拠点等についての説明を行い、自身の環境や状況の整理（緊急時の支援体制の確認等）を行っている。</p> <p>○地域生活支援拠点等の対応が必要と見込まれる人について緊急時対応プランを作成し、事前登録を行っている。</p>

②24時間体制の確保

<取組内容>	<工夫点>
<p>○基幹相談支援センターに拠点コーディネーターを配置し、土日祝日・夜間の連絡体制を築いている。</p>	<p>○拠点コーディネーターと福祉総務課の担当者・課長補佐等の携帯電話の連絡先を共有している。</p> <p>○登録者以外については従来より市役所夜間窓口を経由して、市の福祉総務課が対応する旨を広報にて周知している。</p> <p>○拠点コーディネーター及び市が連携し、緊急時のアセスメントや支援計画を作成することを想定している。</p>

◎具体的な実践例

具体的な支援事例としてはないが、緊急時に備えた体制整備を行っている。

<緊急時対応プラン>※一部抜粋

刈谷市緊急時対応プラン兼事前登録申請書

フリガナ			生年月日			年齢		
氏名								
住所	〒					電話番号		
	[ 持家・借家・グループ/ケアホーム・入所施設・医療機関・その他 ]					FAX番号		
障害または疾患名	利用サービス		障害支援区分			性別		
						血液型		
作成年月日			<input type="text"/>	最終更新年月日		<input type="text"/>	次回見直し時期	

1 本人のこと		2 家族のこと	
① 私の調子が悪くなるサイン、想定される緊急事態・困りごと		① 家族に想定される緊急事態と私の困りごと	
<input type="text"/>		<input type="text"/>	
② ①の事態を防ぐために、もしくは起きたときに		② ①の事態を防ぐために、もしくは起きたときに	
ア 私がすること		ア 私がすること	
<input type="text"/>		<input type="text"/>	
イ 周りの人にしてほしいこと		イ 周りの人にしてほしいこと	
<input type="text"/>		<input type="text"/>	
3 その他留意点			
① してほしいこと（安心する場所、好きなものなど）		<input type="text"/>	⑥ 食事の配慮（アレルギーの有無、食事形態、介助方法など）
<input type="text"/>		<input type="text"/>	<input type="text"/>
② してほしくないこと（嫌がること・嫌いなものなど）		<input type="text"/>	⑦ 排泄の配慮（排泄の回数、介助方法など）
<input type="text"/>		<input type="text"/>	<input type="text"/>
③ 日常生活における拘り、ルーティンなど		<input type="text"/>	⑧ 着替えの配慮
<input type="text"/>		<input type="text"/>	<input type="text"/>
④ 発語の有無、本人特有の表現やコミュニケーション		<input type="text"/>	⑨ 生活環境（普段寝ている環境、日中過ごしている環境など）
<input type="text"/>		<input type="text"/>	<input type="text"/>
⑤ 病歴、服薬情報、医療的ケアの要否		<input type="text"/>	⑩ その他
<input type="text"/>		<input type="text"/>	<input type="text"/>

<ポイント>

福祉課や基幹相談支援センター等の職員間において、連絡先の共有を行い、24時間の連絡体制を整備していたことで、直接支援を行った障害福祉サービス事業所に対する助言等を通して、迅速な支援につながった事例

①対象者の把握

<取組内容>	<工夫点>
<p>○基幹相談支援センター等の障害者虐待に関する対応機関が地域生活支援拠点等の対応機関としても支援を行っている。</p> <p>○対象者のアセスメントについては、基幹相談支援センター等が実施し、地域生活支援拠点等での支援が可能であるかを確認している。対応が難しい場合は、医療機関へつなげるために管轄の保健所と連携している。</p>	<p>○地域生活支援拠点等における支援については、本市では「蒲郡市安心生活支援事業」として要綱を作成し、実施事業所と契約している。</p> <p>○また「蒲郡市安心生活支援事業」の実施後は、対応時の振り返りを行っている。</p>

②24時間体制の確保

<取組内容>	<工夫点>
<p>○業務時間外については、担当者の携帯電話につながるようにしている。</p>	<p>○基幹相談支援センターの職員と委託の相談支援事業所の相談支援専門員と福祉課職員にてアドレス（SNS）の交換を行い、緊急時は随時連絡を取れるようにしている。</p>

◎具体的な実践例

夜間に困難事例が発生した際に、連絡先を共有し、24時間の連絡体制が構築されていたことで、支援を行っていた障害福祉サービス事業所に対して、基幹相談支援センターと行政機関（福祉課）が助言等を行い、朝まで緊急時の支援を行うことができた。

また、翌朝すぐに「蒲郡市安心生活支援事業」の実施要綱で定めている障害者の身の安全確保や対象者への見守り・家事援助等を行う「緊急一時的対応事業」に繋ぐことができた。

<ポイント>

大型連休等の期間においても市役所と基幹相談支援センターの輪番制による緊急時に備えた支援体制の整備を行っている事例

①対象者の把握

<取組内容>	<工夫点>
<p>○市や基幹相談支援センター等が本人の世帯情報や社会的つながり等を踏まえ、緊急時の支援が見込めない世帯であると判断した場合には、把握した時点における対象者の心身状態、生活状況、支援者、利用している福祉サービス等の情報を聞き取っている。</p>	<p>○該当する世帯について把握した時点で、基幹相談支援センターとの連携を密にし、把握した情報を互いに共有することで、突発的な事案にも対応できる体制を整えている。</p>

②24時間体制の確保

<取組内容>	<工夫点>
<p>○通常時は、月～金曜日の午前9時～午後5時（土日祝日や年末年始を除く。）において基幹相談支援センターで対応している。</p> <p>○緊急時は、市役所開所日の午前8時30分～午前9時と午後5時～午後10時、土日祝日や年末年始の午前8時30分～午後10時を基幹相談支援センターで対応し、それ以外は市役所で対応している。</p>	<p>○大型連休や年末年始などでも、輪番制で当番を決めて対応できるようにしている。</p>

◎具体的な実践例

大型連休の直前に退院された方で、自宅に帰った際、家族に対して危害を加えてしまった。大型連休や年末年始などでも、輪番制で当番を決め、支援体制を整えていたことで、本人の相談支援員から市役所に連絡が入り、速やかに緊急受入れ先の手配にあたることができた。



<ポイント>

緊急時の支援が必要な世帯への適切な支援を行うため、共通様式で必要な情報を記載する登録書や緊急時対応シートを作成し、緊急時に備えた支援体制の整備を行っている事例

①対象者の把握

<取組内容>	<工夫点>
<p>○「稲沢市障害者緊急時対応事業実施要綱」により、緊急時の支援が必要な世帯を事前登録する仕組みを設けている。</p> <p>○登録希望者は登録書に必要な個人情報（氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、障害種別、緊急時が想定される理由、相談支援事業所、緊急連絡先①、緊急連絡先②）を記載することとしている。</p>	<p>○実施要綱で定める登録書のほか、共通様式である緊急時対応シートを本人、家族、担当する相談支援専門員等で作成してもらっている。</p> <p>○登録する時点で短期入所の利用の有無、契約の有無を書くようになっているため、事前の体験利用を勧奨できる。</p> <p>○登録者のサービス等利用計画書の提出時には、緊急時対応シートの記載内容の変更の有無について記載することとし、計画相談支援事業所に対して定期的な情報の見直しを促している。</p>

②24時間体制の確保

<取組内容>	<工夫点>
<p>○基幹相談支援センターに24時間365日対応の携帯電話を1台配置している。</p>	<p>○緊急時対応のフローチャートを定め、平日の日中では担当相談員が対応し、その他のケースは基幹相談支援センター及び市役所で一次的対応をすることとしている。</p>

◎具体的な実践例

緊急時対応シートは、追加の情報を記載できるようになっている。記載する情報の例としては、病院名、病名、服薬、緊急時に利用を希望するサービス種別・事業所名、荷物の置き場所、アレルギー、日常生活の様子、苦手なこと、こだわり、コミュニケーションの特性などがあり、これらを情報収集し、緊急時の支援に向けた体制整備を行っている。



## <登録書>

様式第1 (第6条関係)

稲沢市障害者緊急時対応事業登録書

年 月 日

稲沢市長 殿

稲沢市障害者緊急時対応事業実施要綱第6条の規定に基づき、以下のとおり届け出ます。  
 なお、届出に当たり、緊急時の対応を円滑に行うため、登録した情報及び障害福祉サービス支給決定に係る情報(受給者証、障害福祉サービス利用計画案、障害支援区分認定関係資料)を受託事業者に提供することについて同意します。

ふりがな 氏名		男・女	生年月日	S・H・R 年 月 日
住 所	電話番号 ( )			
障 害	身体 ( 級) ・ 知的 ( 判定) ・ 精神 ( 級) ・ その他 ( )			
緊急が想定される理由				
相談支援事業所				
緊急連絡先①	氏名	登録者との続柄		
	住所	電話番号	自宅	携帯
緊急連絡先②	氏名	登録者との続柄		
	住所	電話番号	自宅	携帯

※代理人が届出の場合、代理人は以下に署名してください。

(代理人) 住所  
氏名 (登録者との関係: )

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## <緊急時対応シート>※一部抜粋

### 「もしも！」のときのために準備して、わかりやすい場所に置いておきましょう

「もしも！」のときにすぐに必要なものが見つからなかったら、準備に手間取ってしまい、スムーズな支援ができなくなってしまいます。面倒だな、と思うこともあるかもしれませんが、災害時の避難袋と同じくらい大事、むしろ災害時の避難のときにもすぐ持ち出せるくらいに心構えで準備しておきましょう。そして、このシートを緊急時にあなたと一緒にいる可能性のある日中活動事業所や相談支援事業所など、支援者への情報共有のツールとして使用して、準備したものはここにのよと教えてください。

#### 緊急時のために準備するもの

- 健康保険証、おくり手帳、福祉医療受給者証など、医療機関に受診するときに必要となるものをまとめておきましょう。(透明ケース等に入れてわかりやすくしましょう)
- 短期入所を利用する場合、短期入所事業所で使用する必要品を、すぐに持ち出せるように荷造りしたもの(※短期入所事業所に必要なものを確認して準備しましょう)
- 最低3日分の常備薬(服薬方法が分かるように説明書の写しを入れておきましょう)
- 必要と思われるお金

そのほか、「これがあったら安心できる」といった、あなたのお気に入りのものなど、必要なものを入れておきましょう。

#### さいごに

あなたが地域で暮らし続けるなかで、いろいろなサービスを利用して、さまざまな人とつながって、あなたを支える人が増えたり、家族構成が変わったりなど、このシートを記入したときから状況の変化があると思います。書いて終わり、ではなく、身の回りに変化があったときには、ぜひ見直しをしてください。

### 「もしも！」のときに備えましょう!

これは、家族の支援を受けながら自宅で生活しているあなたが、家族の緊急事態で急ぎょ必要な支援を受けることができない「もしも！」のときに、必要となる情報等について整理しておくためのチェックシートです。

「もしも！」がおきたときに、どこに連絡をすればいいのかわかり、どのようなサービスを利用する予定なのか、事前に準備しておくことがとても重要です。このシートを作成し、相談支援員、日中活動事業所、支援をお願いする近所のかたなどと情報共有を行ってください。

#### 「もしも！」がおきたときの連絡先は?

まずは、あなたの状況を最も理解している、相談員に連絡をしてください。ただし、休業日などで連絡がつかないことがあるので、事前登録したかたただけに知らせておく緊急対応連絡先、稲沢市障害者基幹相談支援センター、稲沢市福祉課でも連絡をお受けします。

連絡先	事業所名	電話番号	営業時間
①	あなたの相談支援事業所 ( )		
②※	緊急対応連絡先		常時
③	稲沢市障害者基幹相談支援センター	0587-23-6713	月曜日から金曜日 (8:30~17:15)
④※	稲沢市役所福祉課障害福祉グループ	0587-32-1281	ただし、祝休日及び 12/29~1/3を除く

※ 夜間、祝休日等の対応を行います。深夜帯など即時に連絡を受けることができないことがあることを御了承ください。

<ポイント>

障害福祉サービスを利用していない方の困りごと等の調査を通じて、緊急時に支援が必要な対象者を把握するとともに、支援機関同士で事前に支援方法等を共有し、緊急時に備えた支援体制の整備を行っている事例

①対象者の把握

<取組内容>	<工夫点>
<p>○障害福祉サービス未利用者の方に対して、電話や訪問により不安に思っていることについて聞き取りを行い、緊急時に支援が必要な世帯の把握に努めている。</p> <p>○市内の相談支援事業所連絡会では、医療的ケアや強度行動障害を有する人の受け入れ先についての課題等を共有している。</p>	<p>○療育手帳Aの方、療育手帳Bの方というように重度の方から順に調査を行っており、福祉サービス未利用者の世帯へ、基幹相談支援センターが訪問し、実態調査と困りごとの把握、相談先についてお知らせしている。</p> <p>○緊急時の対応が想定される方について、地域福祉課と基幹相談支援センターでの打ち合わせで情報共有している。</p>

②24時間体制の確保

<取組内容>	<工夫点>
<p>○平日昼間は、基幹相談支援センター、相談支援事業所、地域福祉課が対応する。</p> <p>○夜間・休日は、市役所の宿直室を通じて、地域福祉課へ、必要に応じて市の社会福祉協議会に連絡が入る。</p>	<p>○緊急対応が想定される方については、事前に地域福祉課や基幹相談支援センター等で、対応についての流れや役割を確認している。</p>

◎具体的な実践例

自立支援協議会の部会において、相談支援事業所と受け入れ機関である事業所で、緊急時の相談・受け入れについての必要性、地域生活支援拠点等の役割や支援方法等について協議し、共通の認識をもつことで、緊急時の受け入れ対応ができた。

## ② 緊急時の受け入れ・対応の機能

短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能



<ポイント>

緊急時の支援において、1つの短期入所事業所のみではなく、他の短期入所事業所と連携することにより、継続的な支援を実施することができた事例

①緊急時に向けた事前準備

<取組内容>	<工夫点>
<p>○緊急時の定義は特に定めていないが、緊急短期入所受入加算に準じて対応したケースを把握することとしている。</p> <p>○緊急時対応の情報シートを相談支援事業所で個別に作成している。</p> <p>○緊急対応が可能な短期入所事業所に地域生活支援拠点等の協力事業所として、市に届け出てもらい、事前登録をしている。</p>	<p>○緊急時の受け入れがスムーズにいくよう、事前の体験利用について事業所に協力を求めている。</p> <p>○利用者と事業所職員が事前に面接するなど、安心して利用できるよう緊急時に向けた事前準備について、拠点事業所連絡会等で周知、推奨している。</p>

②緊急時における支援方法等（未登録者を含む）

<取組内容>	<工夫点>
<p>○拠点登録事業所を市ウェブサイト公開している。</p> <p>○各短期入所事業所で受け入れた実績などを記載した受け入れ情報シートを作成し、拠点登録した相談支援事業所と基幹相談支援センターで共有しており、緊急の受け入れ調整の際の参考にしている。</p>	<p>○緊急の対応についてフローチャートを示している。</p>

◎実際にあった個別事例

家族と同居しており、居宅介護サービスを利用していた方で、家族が突然入院となり本人の単身生活が困難となった。緊急時の支援として、短期入所の利用を調整しようとしたが、本人に短期入所の利用経験はこれまでなかったため、関わった訪問介護事業所と相談支援事業所が本人宅を訪問し、短期入所について説明をし、利用につながった。

ただし、その後、すぐにはGHや入所施設が見つからなかったため、短期入所の長期利用が必要な状態となり、1事業所のみでの利用継続が難しくなった。そこで、次に利用予定となっていた短期入所の事業所職員が本人の利用時の状態を直接確認に行くなど、スムーズに支援が提供できるよう事業所同士での連携をとって対応することができた。

<ポイント>

家族の入院に伴い、警察から本人の保護の連絡を受けた市は、短期入所の利用を決定し、緊急時の支援を行うとともに、コーディネーターが障害福祉サービスの調整等を行い、その後の生活についての支援を行うことができた事例

①緊急時に向けた事前準備

<取組内容>	<工夫点>
<p>○緊急時については、家族等の介護者の急病などで日常生活が立ち行かなくなる場合を想定している。</p> <p>○指定短期入所事業所に常時1室を確保し、必要時に速やかに受け入れができるように体制を整備している。</p>	<p>○常時確保している居室の利用がない場合の空床保証として、指定短期入所事業所に補助を行っている。</p>

②緊急時における支援方法等（未登録者を含む）

<取組内容>	<工夫点>
<p>○拠点コーディネーター及び基幹相談支援センターなどと連携し、アセスメントを行い、支援方法を決定する。</p> <p>○居宅での支援の場合は、相談支援事業所に必要な福祉サービス等の調整を依頼する。</p> <p>○市において、居宅での支援ではなく、施設で一時的に保護が必要と判断した場合は、居室を確保している短期入所での受け入れを行い、その後の生活について拠点コーディネーターに調整を依頼する。</p>	<p>○課題の解決や適切なサービス利用につなげるために、拠点コーディネーターが支援している。</p>

◎実際にあった個別事例

家族と同居しており、日頃障害福祉サービスを利用していない方で、家族が緊急入院となり、在宅生活の維持が困難となった。県外在住の家族からの相談を受け警察が訪問し、本人を保護するとともに警察から市に連絡が入った。市の職員が状況を確認した上で、知的障害者福祉法第16条第1項第2号の規定により短期入所の措置を決定し、支援につながった。

その後の生活については、拠点コーディネーターが調整を行い、障害福祉サービスの申請など手続きを経て、共同生活援助事業所の利用につながった。

<ポイント>

障害福祉サービスを利用していない方の家族が急死した際に、医療機関から連絡を受けたコーディネーターが短期入所を確保し、緊急時の支援を行うことができた事例

①緊急時に向けた事前準備

<取組内容>	<工夫点>
<p>○介助者が入院や死亡等により不在となり、生命又は身体に危険があると判断される場合を緊急時と定義し、即座に地域生活支援拠点等コーディネーター等を通じて短期入所等への入所などの対応を行っている。</p> <p>○障害福祉サービス等を利用している方については、担当の相談支援員と協力し食事の介助方法などの支援方法について短期入所と情報共有できるようにしている。</p>	<p>○あらかじめ介助者が不在になった場合に生命又は身体に危険があると判断されている方については、緊急時対応シートを作成し担当の相談支援員とすぐに連絡が取れない場合でも短期入所の事業所職員などに介助方法を説明できるようにしている。</p>

②緊急時における支援方法等（未登録者を含む）

<取組内容>	<工夫点>
<p>○地域生活支援拠点等の整備開始時に協議し、介助者が入院や死亡等により不在となり、生命又は身体に危険があると判断される場合を緊急時と定義している。</p> <p>○原則として、市内の短期入所で支援を行えるようにしている。</p>	<p>○地域生活支援拠点等について協議する会議体に短期入所事業所の管理者等に参加してもらっており、緊急時の対応等を含め、積極的に関わってもらえるようにしている。</p>

◎実際にあった個別事例

日頃障害福祉サービスを利用していない方の介護を行っていた同居家族が急死した際に、日頃から地域生活支援拠点等コーディネーターが地域の支援機関と顔の見える関係づくりを行っていたことで、医療機関から地域生活支援拠点等コーディネーターに連絡がついた。その結果、地域生活支援拠点等コーディネーターが短期入所を確保して、緊急時の支援を行うことができた。



<ポイント>

障害福祉サービスの利用を休止していた対象者に対して、相談支援事業所が見守り訪問を継続的に行っていたことで、緊急時の支援につながった事例

①緊急時に向けた事前準備

<取組内容>	<工夫点>
<p>○介護者の疾病、死亡、事故又は災害等の理由により介護を受けることができない場合に備え、緊急かつ一時的な受け入れを実施する「障害者緊急時受け入れ事業」を実施している。</p>	<p>○緊急時の支援が必要となる可能性のある方については、事前に相談支援事業所と連絡を取り合っている。</p>

②緊急時における支援方法等（未登録者を含む）

<取組内容>	<工夫点>
<p>○「障害者緊急時受け入れ事業」として、7日間、短期入所やグループホームで受け入れてもらっている間に、相談支援事業所を中心に、今後の支援方針を決める。</p>	<p>○受け入れ時には障害福祉サービス事業所、相談支援事業所と連携を図りつつ、今後の支援について、生活困窮担当や成年後見担当等も交えて検討している。</p>

◎実際にあった個別事例

家族と同居しており、以前は障害福祉サービスを利用したことがあるが、その後は、利用していなかった方に対して、相談支援事業所が定期的に見守り訪問を続けていた。見守り訪問の際、家族が倒れているのを相談員が発見した。警察や相談員が本人に状況を確認するも答えられず、食事をとったのかも確認できず、ほかに本人を支援できる者がいなかったため、「障害者緊急時受け入れ事業」で一時的にグループホームを利用することとなった。

その後については、相談支援事業所を中心に今後の方針を決め、別のグループホームの利用や市長申し立てにより、成年後見制度を利用することとなり、支援を受けながら地域での生活を送っている。

<ポイント>

虐待を受けていた対象者の緊急時において、短期入所・市・基幹相談支援センターが役割分担をしながら緊急時の支援を行うことができた事例

①緊急時に向けた事前準備

<取組内容>	<工夫点>
<p>○定期的に発生する緊急案件（緊急時の受け入れ・対応）を自立支援協議会の専門部会で報告し、対応方法の評価・検証等を行うことで、事案を直接経験していない事業所と情報共有している。</p> <p>※本市では地域生活支援拠点等の事業所登録制度による支援ではなく、緊急対応案件について、市の支給決定で対応している</p>	<p>○対応方法の手順書（※）は定めているが、ケースごとに対応が異なるため、発生事案ごとに自立支援協議会で情報共有している。</p> <p>※緊急時の受け入れ・対応方法は障害者虐待防止法の『相談・通報・届出への対応（市町村）』の内容に基づき対応。</p>

②緊急時における支援方法等（未登録者を含む）

<取組内容>	<工夫点>
<p>○上記同様で、本市は登録制度は設けず、短期入所や蒲郡市安心生活支援事業の支給決定で対応している。</p>	<p>○市において、支給決定及び安心生活支援事業実施の必要性について協議を行っている。</p>

◎実際にあった個別事例

<p>養護者による障害者虐待通報が本人の担当相談支援専門員からあった。本人のグループホームが決まるまでの数日間を緊急時の受け入れとして、契約を締結した事業所（短期入所事業所）で宿泊を行った。日中は福祉課と基幹相談支援センター、夜間は契約した事業所で役割分担しながら対応することができた。</p> <p>具体的には、福祉課では、短期入所及び蒲郡市安心生活支援事業の支給決定、生活保護等の他の福祉サービス利用手続きのサポートを行い、基幹相談支援センターでは、日中及び夜間の居場所との情報交換、次の居場所の見学・体験等利用までの調整、そして、契約事業所では、短期入所が使えない日に、緊急一時保護として、事業所の空きスペースで夜間支援を行った。</p>
--



<ポイント>

家族が入院した際に、普段利用している短期入所が利用できる曜日ではなかったため、市の緊急一時的宿泊事業を活用することで、緊急時の支援を行うことができた事例

①緊急時に向けた事前準備

<取組内容>	<工夫点>
<p>○緊急時とは、介護者の病気や事故等を想定しており、緊急時に支援が必要な方は、平常時に介護者の方々と関係者会議を開催し、緊急時に備えた台帳を作成している。</p> <p>○市内の障害福祉サービス事業所に、緊急一時的宿泊事業所の登録を依頼している。</p>	<p>○緊急時支援台帳について、市の障がい者総合支援協議会の専門部会にて説明し、関係機関に周知を図っている。</p>

②緊急時における支援方法等（未登録者を含む）

<取組内容>	<工夫点>
<p>○緊急時であるとの判断は、基幹相談支援センターと市が話し合っている。</p> <p>○支援場所は、市の緊急一時的宿泊事業の登録事業所に支援を依頼している。</p>	<p>○日頃から基幹相談支援センターと連携を密にとり、緊急時に対応できるよう努めている。</p>

◎実際にあった個別事例

家族と同居していた方で、家族が急に入院した際に、普段利用している短期入所の事業所での支援を行おうとしたが、その日は、支給決定上、短期入所としては利用できない日であったため、緊急一時的宿泊事業として受け入れてもらうこととなった。短期入所の配置職員とは別でスタッフを配置し、空き部屋を利用してもらった。以前にも本事業の利用があったため、スムーズに受け入れてもらうことができた。

利用にあたっては、利用者の相談支援専門員が基幹相談支援センターに相談し、助言を受けながら、調整を行った。

<ポイント>

本人の無断欠席を異変に感じた障害福祉サービス事業所が自宅を訪問し、介護者の死亡を発見した際に、フローチャートに基づいて、緊急時の支援を行うことができた事例

①緊急時に向けた事前準備

<取組内容>	<工夫点>
<p>○緊急時とは「介護者の傷病、事故等やむを得ない理由により、障害者が居宅で生活することができない場合に、当日又は翌日に支援が必要となる場合をいう。」と定義している。</p> <p>○緊急時対応のフローチャートを定め、平日・日中では担当相談員が対応し、その他のケースは基幹相談支援センター及び市役所で一次的対応をすることとしている。</p>	<p>○緊急対応が終了した後は事例検討会を開催し、反省点を話し合い、新たな仕組みづくりを検討している。</p>

②緊急時における支援方法等（未登録者を含む）

<取組内容>	<工夫点>
<p>○一次的対応では、事前登録のない人の場合、基本は短期入所事業所で対応する。事前登録している人は、利用を希望するサービスで対応する。日中については通常利用している日中系障害福祉サービスを利用する。</p> <p>○その後、個別支援会議を開催し、二次的対応について協議する。</p>	<p>○対応にあたり、地域生活支援拠点等の登録事業所が障害者を訪問して必要な支援を行った場合、市独自の『駆けつけ応援』として報酬を請求することができる。</p>

◎実際にあった個別事例

日頃、日中系障害福祉サービスを利用しており、緊急時の支援を要するとして事前登録をされている方の無断欠席を疑問に思った事業所の職員が自宅を訪問し、介護者が死亡していることを発見したため、緊急時対応のフローチャートに基づいて対応した。

ただし、長期利用できる短期入所事業所が見つからず、数力所を転々と利用することになった。緊急対応が終了した後、事例検討会を行い、反省点を検討した。

<ポイント>

短期入所や入所施設などの地域の社会資源が限られている状況を踏まえ、生活介護や放課後等デイサービス事業所等を緊急時の支援の受け入れ先として確保したことで、緊急時の支援を行うことができた事例

①緊急時に向けた事前準備

<取組内容>	<工夫点>
<p>○短期入所や入所施設などの地域の社会資源が限られている状況を踏まえて、生活介護や放課後等デイサービスほか高齢者施設にも事業所登録してもらい緊急時の受け入れ先の確保を進めている。</p>	<p>○緊急時に備え、長期休暇等でのお泊り会等を通して日中利用するサービス事業所において宿泊する体験を積むようにしている。</p>

②緊急時における支援方法等（未登録者を含む）

<取組内容>	<工夫点>
<p>○すでにサービスを利用している方の緊急時において、相談支援専門員や利用しているサービス事業所へ家族からの支援依頼があった場合、事業所が福祉関係課にも連絡をし、情報の確認をしたうえで、行政と相談支援事業所が連携して受け入れができるよう調整している。</p> <p>○体験的宿泊については利用者の登録を行う必要があるが、緊急一時的宿泊については登録なしで利用できる仕組みとしている。</p>	<p>○日ごろ使い慣れている通所系サービスにも事業所登録してもらうことで、通所の利用者の緊急時における宿泊を含めた支援や協力をいただけるよう行政としてもお願いをしている。</p> <p>○また、これらの支援に対する報酬については、自立支援協議会でワーキンググループを作り、行政と事業所とで協議を行ったうえでサービスの単価設定をしている。</p>

◎実際にあった個別事例

家族と同居しており、日頃、日中系障害福祉サービスを利用している方で、家族が重い病気になったという相談が相談支援専門員に寄せられた。親亡き後の対応が今後必要になることから、短期入所の利用調整していたところ、その施設の利用者が新型コロナウイルスに感染してしまい、受け入れができなくなってしまった。そのタイミングで家族の病態が悪化し、亡くなってしまうなど、本人に対する緊急時の支援が必要となった。

そこで、相談支援専門員が行政と相談の上、普段通所している事業所での緊急一時的宿泊の活用に向けて調整を行い、新型コロナウイルス感染症による受け入れができない期間に緊急一時的宿泊を利用した後に短期入所のサービス利用につなげることができた。また、本事例について、緊急時の対応に関する流れのフロー図を作成し、自立支援協議会の専門部会で共有した。

<ポイント>

障害福祉サービスを利用していない方に対して、コーディネーターが中心となって、医療機関との調整を図り、緊急時の支援を行うことができた事例

①緊急時に向けた事前準備

<取組内容>	<工夫点>
<p>○緊急時対応が必要になりそうなケースについて、順次緊急時プランを作成している。</p> <p>○緊急時プラン作成の優先順位を設け、以下のケースについて、まず緊急時プランを計画相談支援サービスの更新時に作成。</p> <p>(成人の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①本人及び主介護者が高齢（親75歳以上）</li> <li>②一人暮らしで身内がない</li> </ul> <p>(児童の場合)</p> <p>主介護者が精神障がい家族や身内に協力者がいない</p>	<p>○相談支援事業所の相談員間で、緊急対応が必要になりそうなケースの対応方法やつながり事業所等の情報について共有している（毎週実施）。</p>

②緊急時における支援方法等（未登録者を含む）

<取組内容>	<工夫点>
<p>○日中であれば、担当相談員を中心に利用している事業所等と連携して対応する。</p> <p>○夜間・休日でサービス利用等がない未登録者の場合は、市役所宿直室が電話窓口となり、障がいのある方からの相談であれば、地域生活支援拠点等に連絡が入り対応する。</p>	<p>○緊急時対応マニュアルを作成、それに沿って判断や支援を実施している。</p> <p>○市内事業所に対して、事業所利用者の緊急時の受け入れについて調査を実施し、どの事業所がどのような条件であれば受け入れ可能か情報収集している。</p>

◎実際にあった個別事例

家族と同居しており、日頃障害福祉サービスを利用されていない方で、家族から「本人が不安定となり怖い」と相談支援事業所に連絡があった。地域生活支援コーディネーターと相談支援専門員2名で訪問し、本人の状態を把握するとともに、通報者の家族のケアマネジャーや本人の様子を見ていた居宅介護のヘルパーからも情報収集を行った。家族では緊急時の判断や通院対応も難しかったため、地域生活支援コーディネーターを中心に本人の受診歴がある精神科病院に協力を依頼し、すでに時間外になっていたが受診してもらい、入院に繋げ、緊急時の支援を行うことができた。

緊急時対応マニュアル

令和5年

(夜間・休日拠点の電話を受けた場合の対応手順マニュアル)

- 1 市役所宿直者から電話連絡があったら  
「お困りごと相談受付票」を使用して確認しながらメモをとってください。
  - (1) 相談者の氏名、住所、電話番号
  - (2) 「ご相談の内容」の概要（わかれば）
  - (3) 連絡をくださった市役所宿直者のお名前  
※最後に「深夜のご連絡ありがとうございます。障がい者支援センター〇〇が承りました」と伝えて通話終了。  
※地域生活支援拠点等の対応対象にならない方からも電話があるかもしれませんが、断らずに受け付けてください。
  
- 2 相談者に電話をします
  - (1) メモを記入した相談受付票を手元に用意してください
  - (2) 電話をかけるときは非表示にするため「184」を相手の番号の前に押してください  
※「184」をつけるのは、拠点携帯番号をできるだけ開示しないためです  
例 (XXX) 〇〇〇-△△△△の電話番号なら  
184 (XXX) 〇〇〇-△△△△とダイヤルする  
  
※相談者が電話に出ない場合は「184」を押さずにかげずにかけてみてください。  
電話に出られたら、「この電話は緊急用電話ですので、今後お客様からおかけになることは控えていただくように説明してください。」
  - (3) 電話がつながったら以下のように自己紹介してください。  
「たかはまくらし安心ネットの相談員〇〇です。  
市役所から連絡を受けましたので、お電話をさせていただきました。  
〇〇様のお困りごとについて一緒に考えさせていただきますので、お話をお聞かせください。どうぞよろしく申し上げます。」  
※相談者が動揺されていたら、慌てずにお話しを伺い、落ち着いていただけるように配慮した上で、次の必須事項を聞き取ってください。
  - (4) 受付票の必須事項を埋めます(市役所宿直者のから引継ぎで情報が取れていれば確認のみ)
    - ① 電話された方(「来談者」欄に記載)
    - ② 支援が必要な方の氏名と障がいの種類と程度
    - ③ 年齢
    - ④ 住所(今いるところ)
    - ⑤ 障害福祉サービスを利用されているか。(福祉サービス受給者証を持っているか)  
利用されている場合は、相談支援事業所・担当相談員と、利用されている事業所名を伺う  
注意) この段階で地域生活支援拠点等の対象外の方であることが分かった場合でも、お困りごとが解決できるように他部署につなぐなどの対応が必要な場合もあります。



<ポイント>

継続的に支援を行っている相談員が本人からの養護者に関して相談を受け、関係機関によるケース会議を開催するとともに、緊急一時預かり事業による緊急時の支援を行うことができた事例

①緊急時に向けた事前準備

<取組内容>	<工夫点>
<p>○居宅において障害児又は障害者を擁護する者が病院に入院、死亡その他の事情によりその養護が著しく困難又は不適切な状態にあり、直ちに障害福祉サービス等を受けることができない人を対象に「幸田町在宅障害児・障害者緊急一時預かり事業」を実施している。</p> <p>○利用にあたっては、利用申請書兼同意書に健康診断書を添えて町長に提出する。利用決定を受けた者は契約を結んでいる4施設で10日間利用が可能となる。</p>	<p>○やむを得ない理由があると認めるときは10日間の期間の延長や、生活保護や非課税世帯等の該当者に対して負担金を免除している。</p>

②緊急時における支援方法等（未登録者を含む）

<取組内容>	<工夫点>
<p>○町福祉課、委託相談支援事業所及び基幹相談センターでケース会議を実施し、支援方法や緊急一時預かり事業の必要性等を検討する。</p>	<p>○障害福祉サービスにつながる場合、支給決定等を早期対応するなど臨機応変に対応している。</p>

◎実際にあった個別事例

家族と同居されていた本人が担当の相談員に対して、養護者の接し方についての相談を行っていた。その相談を受けて、今後の支援について、ケース会議を実施（福祉課、担当相談員、基幹相談センター、利用中の障害福祉サービス事業所等が参集）した。

その結果として、緊急時にあたるものとし、その方に対して、短期入所と同等の業務を行う緊急一時預かり事業を実施することになった。具体的には、福祉課において、本人がグループホームに入居するまでの間、当該事業の利用に関して調整を行い、町が契約を結んでいる障害福祉サービス事業所を利用することとなった。

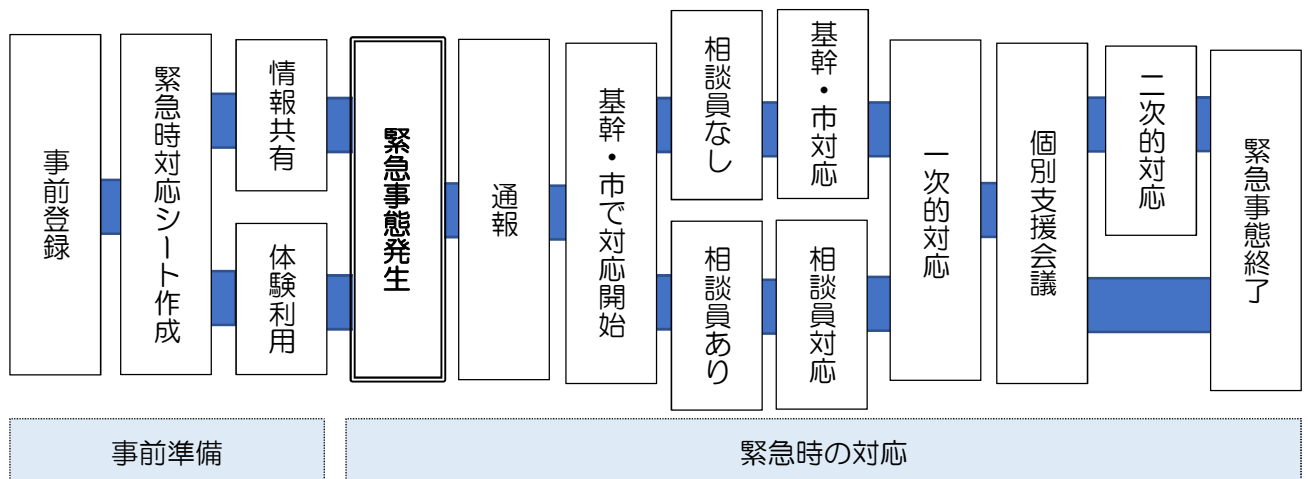
# コラム1：緊急時の受け入れ・対応の支援にあたって、苦労した話

## ＜緊急時の受け入れ方法＞

緊急時対応のフローチャートを定め、平日の日中では担当相談員が対応し、その他のケースは基幹相談支援センター及び市役所で一次的対応をすることとしています。一次的対応では、事前登録のない人の場合、基本は短期入所事業所、事前登録している人の場合は、利用を希望する障害福祉サービス事業所で対応し、日中については通常利用している日中系障害福祉サービスを利用することとしています。

その後、個別支援会議を開催し、二次的対応について、協議を行っています。

### 緊急時対応フローチャート（一部抜粋版）



## ＜実際にあつた苦労話＞

緊急時の受け入れ・対応の難しい点は、関係者にとっては慣れない状況で調整及び支援をしなければならず、一方で障害者本人にとっても、慣れない環境の中で慣れない職員から支援を受けなければならない点です。

緊急時にスムーズな対応をするためには、事前に短期入所の体験利用をしてもらうことが大切です。実際に一連の流れを体験してみることで、必要な持ち物や移送方法、複数の事業所で対応する場合の役割分担や連携方法等の課題が具体的に見えてきます。対応する事業所にとっても、一度でも利用歴のある方とそうでない方とでは、受け入れまでのスピードは大きく変わると考えられます。

そのため、稲沢市緊急時対応事業登録者に対しては、窓口で障害福祉サービスの更新申請を受け付けるときに市職員から、サービス等利用計画書の作成時に相談員から、短期入所の体験利用の勧奨を行い、いざという時に備えられるような支援を行っています。

（執筆 稲沢市福祉課）

### ③ 体験の機会・場の機能

地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能





<ポイント>

賃貸住宅で一人暮らしを体験した場合に活用できる家賃助成制度を利用し、一人暮らしを実現した事例

①体験の場の確保

<取組内容>	<工夫点>
<p>○グループホーム体験の機会・場を提供するため、指定共同生活援助事業所の居室（男女各一室）を確保している。</p> <p>○賃貸住宅で一人暮らしを体験した場合の家賃を最大31日間まで助成している。</p>	<p>○常時確保している居室の利用がない場合の空床保証として、指定共同生活援助事業所に補助を行っている。</p>

②体験の内容

<取組内容>	<工夫点>
<p>○グループホーム体験の対象者は障がい福祉サービス利用者としている。</p> <p>○一人暮らし体験の対象者は、障がい者手帳を所持している18歳以上の者としている。</p>	<p>○グループホーム体験の場合は、拠点コーディネーターが今後の生活について、家族や支援者と協議し、グループホームの利用が適切かどうか評価を行っている。</p>

◎実際にあった個別事例

家族と同居していた方で、親元から自立し、一人暮らしが可能かを見極めるため、賃貸住宅で一人暮らしを体験した場合に活用できる家賃助成制度を利用し、助成を受けて一人暮らしを1か月間体験した。体験を通して、一人暮らしが現実的に可能であると考えられたため、体験後に一人暮らしを開始し、現在も継続できている。

<ポイント>

自宅以外で宿泊をしたことのない方を対象に市内の契約宿泊施設において、家族と一緒に宿泊できる事業を活用し、一人暮らしに向けた準備となった事例

①体験の場の確保

<取組内容>	<工夫点>
<p>○市内の宿泊施設と契約を結び、碧南市障害者等地域生活支援居室確保事業を実施している。</p> <p>○市内のショートステイやグループホームでの体験利用も体験の場として確保している。</p>	<p>○自宅以外で宿泊をしたことのない方を対象に家族と一緒に泊まることができる場所を提供している。</p> <p>○協議会でどのような場所を提供していくべきか、定期的に検討している。</p>

②体験の内容

<取組内容>	<工夫点>
<p>○宿泊施設の利用は、付き添い者がいれば利用可能としている。</p>	<p>○協議会の部会で検討する中で、対象となり得る利用者、またはそのような利用者を支援する支援者にも体験の機会・場の周知が必要であると課題提起をされているため、今後周知方法について工夫していく予定。</p>

◎実際にあった個別事例

家族と同居している方で、家族関係の悪化により自宅での生活に困難さを抱えたため、ほかの家族とともに市役所に来庁した。自宅外での生活をするための宿泊代等の費用負担について、大きく不安視していた。そこで、碧南市障害者等地域生活支援居室確保事業で確保している市内の宿泊施設を約1ヶ月程度、その家族とともに利用した。宿泊期間中にアパートを探し、アパートの契約が完了したため、宿泊場所を退所し、新たにアパートに居住を始めることができた。

当市の制度を利用した結果、自宅以外の場所において生活を行うという面で、制度が活用された事例となった。

<ポイント>

精神科病院退院後における暮らしの場の検討を行うため、一人暮らしの体験を通して、支援を受けながら地域で暮らすグループホームを選択することができた事例

①体験の場の確保

<取組内容>	<工夫点>
<p>○市内の社会福祉法人の障害福祉サービス事業所の職員寮の1室を借りている。</p>	<p>○当該社会福祉法人からの提案を受け、利用させていただいており、1日の利用で5,000円を扶助費として支払っている。</p>

②体験の内容

<取組内容>	<工夫点>
<p>○プログラムを提供せず、体験部屋での炊事、清掃、洗濯などの一人暮らしに必要な体験を行える場を提供している。</p> <p>○ただし、最初から一人でではなく、担当の相談支援員や地域生活支援拠点等コーディネーターが関わりを持ちながら徐々に一人で生活できるようにしている。</p>	<p>○宿泊だけでなく、日帰りでの利用も可能としており、体験利用もできるようにしている。</p>

◎実際にあった個別事例

精神科病棟に入院されていた方で、退院後の居住先について一人暮らしにするかグループホームにするかを検討する必要があった。外泊を利用し各月4、5日連続で相談支援員とともに一人暮らしの体験利用を行った。

その結果、本体験を通して、一人暮らしについては、生活に支障が出ることが明らかとなったため、本人との相談の上、グループホームでの生活を決定し、支援を行った。

<ポイント>

10年以上長期入院していた本人に対して、ソーシャルワーカー（SW）や地域生活支援拠点等の事業所が連携を図り、繰り返しグループホームや就労継続支援の体験利用を通して、地域移行を実現できた事例

①体験の場の確保

<取組内容>	<工夫点>
<p>○グループホームの空き部屋や短期入所用の部屋を活用し、地域生活や自立生活の体験を実施している。</p>	<p>○障害者自立支援協議会の取組でグループホーム意見交換会を実施し、市や関係機関との連携強化を図っている。</p>

②体験の内容

<取組内容>	<工夫点>
<p>○グループホームでの生活や就労継続支援の体験等と組み合わせて、実際の地域生活や自立生活に近い体験ができるように相談支援専門員が調整している。</p>	<p>○地域移行での体験の実例などについて、障害者自立支援協議会の相談支援事業所連絡会において相談支援専門員間での情報共有を実施している。</p>

◎実際にあった個別事例

10年以上長期入院していた方で、地域移行を目指す中、相談支援専門員（地域移行支援兼務）や病院のSWと地域生活支援拠点等である障害福祉サービス事業所が連携し、地域移行後の生活の流れを体験できるようにグループホームと就労継続支援の体験利用を実施するとともに、体験利用を複数回繰り返すことにより、地域での生活に移行することができた。

また、市内における体験の機会・場の機能の充実を図るため、上記のような地域移行での体験実例などについて、自立支援協議会において、情報共有を図っている。

<ポイント>

アパートの1室を確保し、一人暮らしの体験の機会を提供する事業を活用し、その体験を通して、本人が自信とともに「1人の時間が大事」と気づくことができ、一人暮らしを実現することができた事例

①体験の場の確保

<取組内容>	<工夫点>
<p>○圏域内の法人に委託し障害者安心生活事業を実施している。</p> <p>【目的】地域において障害者が自立した生活を体験することができる場を提供することにより、障害者の自立意識の高揚及び自立するための力の養成を支援し、もって障害者が安心して暮らせる社会の実現に寄与すること</p> <p>【対象者】圏域内に住所を有し、単身生活を希望する者またはその他市町村長が認める者。</p> <p>【利用期間】1か月以内（市町村が特に必要と認めるときは1か月を超えて利用できる）</p>	<p>○アパートの一室を確保し、障害者が自立した生活を体験することができる場を提供している。</p>

②体験の内容

<取組内容>	<工夫点>
<p>○障害者安心生活事業の内容については、以下のとおり</p> <p>①障害者に対し、緊急一時的な宿泊や地域での一人暮らしに向けた体験的宿泊ができる住居を提供する</p> <p>②生活に必要な日用品等を提供する</p> <p>③地域生活を送るために必要な情報を提供し、障害者からの相談に応じる</p> <p>※利用者負担（2,400円/日）が発生する 【利用実績】毎年度、約7名の方が利用している（R2～R4）</p>	<p>○保護者等から虐待を受けた、諸事情で住む場所がなくなってしまった等、緊急的にも活用できるよう体制を整えている。</p> <p>○委託相談支援事業所の利用者が対象であることを基本とし、委託事業者と密に連携を行いスムーズな利用に繋がっている。</p> <p>※当圏域の相談支援事業所は全て委託相談支援事業所でもある。</p>

◎実際にあった個別事例

家族と同居していた方で、家族との折り合いが悪く、イライラを繰り返しており、本人から「家族から離れたい、一人暮らしをしたいが自信がない」という相談を受けて、障害者安心生活事業について、情報提供を行った。

そして、1泊2日から利用を開始し、定期的に繰り返し利用を重ねていった。一定期間後、グループホームの見学も行ったが、本事業を通して、積み重ねた一人暮らし体験での自信とともに「1人の時間が大事」と気づき、物件探しを開始した。その後については、入退院しながらも一人暮らしを継続できている。

<ポイント>

緊急時や将来に向けた生活の準備のため、宿泊体験ができる日中系障害福祉サービス事業所において、月1回程度の宿泊を行い、現在も一人暮らしに向けて継続的に活用している事例

①体験の場の確保

<取組内容>	<工夫点>
<p>○美浜町の他に南知多町・武豊町で広域実施する知多南部自立支援協議会において地域生活支援拠点等の面的整備を進めており、12事業所が体験的宿泊の拠点登録をしている。</p>	<p>○長期休暇を中心に定期的に体験的宿泊が実施されている。</p>

②体験の内容

<取組内容>	<工夫点>
<p>○町内放課後等デイサービスや就労継続支援B型や生活介護を活用し、体験の機会の確保のため定期的にお泊り会を開催している。</p> <p>○家族のレスパイト目的として地域に不足するショートステイを補う形で利用している（重度障害者を含む児童・成人）</p>	<p>○長期休暇の行事としてお泊り会をすることで、自宅以外での宿泊に不安があった利用者が前向きに参加することができ、結果として宿泊体験ができ、緊急時における宿泊の不安解消につながっている。</p>

◎実際にあった個別事例

家族と同居していた方で、なかなか本人との意思疎通ができず、家族が悩まされていた。相談支援事業所と相談しながら、これまでの日中系障害福祉サービス事業所から新しい事業所へ移行した。その事業所は、体験的宿泊の拠点登録をしており、緊急時や将来に向けての生活スタイルを考えていく中で、少ない支援で自分ができることを行えるよう月に1回程度の体験的宿泊を行った。現在においても将来に向けて年に24回の体験的宿泊を継続している。



## コラム2：圏域単位での機能の充実について

### ＜障害者安心生活支援事業の概要＞

本市においては、地域において障害者が自立した生活を体験することができる場を提供するため、障害者安心生活支援事業を平成29年度から実施しております。

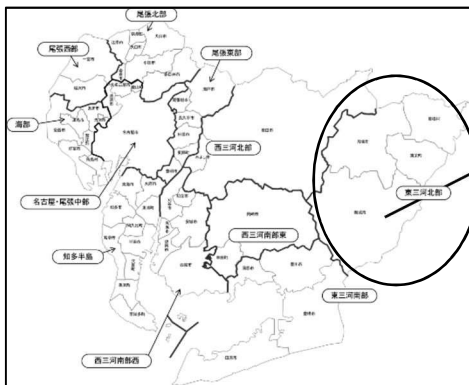
事業内容については、以下のとおりです。

- ① 障害者に対し、緊急一時的な宿泊や地域での一人暮らしに向けた体験的宿泊ができる住居を提供する
- ② 生活に必要な日用品等を提供する
- ③ 地域生活を送るために必要な情報を提供し、障害者からの相談に応じる

### ＜圏域単位での機能充実に向けた他町村との協定締結の経緯＞

本市が隣接する北設楽地域3町村（設楽町・東栄町・豊根村）ではアパートや買い物ができる資源が少なく、一人暮らし体験の場として生活環境が整っていない状況もあり、本事業を利用したいという意見が多く出されました。

東三河北部圏域会議等で協議を重ね、令和5年度より本市と3町村で協定を締結し、利用者負担分を除く経費を折半することで、共同活用できる体制にし、圏域において体験の機会・場の機能の充実を行っております。



東三河北部圏域の中で最も人口が多いのが43,000人ほどの新城市。新城以北の設楽地域（設楽町、東栄町、豊根村）では、より日常生活に関する社会資源も少なくなるため「体験の場」として新城市の資源を活用したい声が多く届いた。

共同利用するにあたり一番大きな課題は委託料の按分方法でした。人口規模の異なる4市町村が均等割りでもいいのか、また、利用が重複した場合はどう調整するのか、利用報告の方法や頻度などについて圏域会議を中心に協議を重ねました。結果は以下のとおりです。

- ・使用頻度は異なる可能性があるが、委託費用は4市町村均等割りで合意。
- ・新城市単独の時は毎月報告と支払い請求対応していたが、事務の簡素化を図るため報告ならびに委託料支払い請求は半期ごととする事で合意。
- ・利用希望日が重複した際は優先度で判断とし、どうしても判断に迷う場合は当初設置していた新城市の利用者を最優先することで合意。

取組が始まったばかりであるため、今後効果について検証していく段階です。

（執筆 新城市福祉課）

#### ④ 専門的人材の確保・養成の機能

医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能





<ポイント>

強度行動障がいに関する国の指導者養成研修を受講した者を市が専門支援員として任命し、事業所等に対する訪問型個別支援の実施を通して、個々の事業所のスキルアップを図っている事例

○人材の養成

<取組内容>	<工夫点>
<p>○喀痰吸引研修（3号）：豊田市地域自立支援協議会や豊田市福祉事業団において、市内事業所や医療機関に対するスキルアップ研修を実施している。</p> <p>○強度行動障がい支援者養成研修：豊田市福祉事業団において、基礎研修及び実践研修を実施している。</p> <p>○強度行動障がい専門支援員派遣事業：国の指導者研修を受講した者等を強度行動障がい専門支援員として任命し、各事業所への支援を行っている（訪問型研修、訪問型個別支援）。</p>	<p>○強度行動障がい児者への支援について、市と福祉事業団を中心に独自の検討会を設置し、市において予算を確保し、強度行動障がいの支援者研修及び専門支援員派遣事業の仕組みを構築している。</p> <p>○専門支援員派遣事業は、事業所の管理者にも受講してもらい、事業所全体の理解を得た上で、個別支援を実施している。</p>

◎具体的な実践例

強度行動障がい専門支援員派遣事業の訪問型個別支援において、事業所等の支援員に対し、専門支援員が助言する形で、支援を実施し、支援員のスキル向上及び当事者の強度行動障がいの軽減を図ることができた。

<ポイント>

障害者自立支援協議会の分野別連絡会において、研修内容を協議し、事業所の意見を反映させた人材育成に関する計画を作成し、自主的な研修の実施につなげている事例

○人材の養成

<取組内容>	<工夫点>
<p>○障害者自立支援協議会において、層別、分野別の研修を計画し、実行している。</p>	<p>○障害者自立支援協議会の分野別連絡会において、研修担当のチームを作り、全事業所に対するアンケートなどを実施し、研修内容を協議することにより、障害福祉サービス事業所等の意見を反映させた研修計画を策定するようにしている。</p>

◎具体的な実践例

障害者自立支援協議会の分野別連絡会において、研修内容を障害福祉サービス事業所が協議して決定していくことにより、自主的な研修を実施するサイクルが構築できるなど、計画的に専門的人材の確保・養成に向けた取り組みを進めている。

<ポイント>

研修会の講師及びファシリテーターに研修会のテーマに応じた支援実績のある事業所職員が担ってもらうことで、アウトプットする機会を設け、自身の支援のスキルアップと指導者の人材育成を図っている事例

○人材の養成

<取組内容>	<工夫点>
<p>○自立支援協議会の各部会において、毎年、それぞれテーマを設けて研修会を実施している。</p>	<p>○研修会の講師及びワークショップのファシリテーターにテーマに応じた支援実績のある事業所職員が担ってもらうことで、知識や経験をアウトプットすることによるスキルアップを図っている。</p>

◎具体的な実践例

自立支援協議会の地域生活部会における強度行動障害に係る研修会において、市内の生活介護事業所職員に講師及びファシリテーターを市から依頼した。  
 当該事業所においては、研修会に向けて頻回な打合せを行い、プレ研修を行うなど、主体性を持って取り組んでいた。講師やファシリテーターは事業所職員にとって慣れない役割であったが、受動的でなく、能動的に取り組んでいただいたことで、強度行動障害に対する理解が、職員自身深まり、支援力の向上につながっている。

<ポイント>

虐待防止や強度行動障がいに関する研修を実施するとともに、研修の効果検証のために受講生に対するアンケートを実施し、その結果を自立支援協議会等において、共有・検討することで、継続的に人材の養成の機能を高めている事例

○人材の養成

<取組内容>	<工夫点>
<p>○あま市・大治町と合同で設置している自立支援協議会において、必要な研修内容の検討・企画を行い、海部東部地域全体のサービスの質の向上を目的として事業所職員に対し研修を実施している。</p>	<p>○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の趣旨に鑑み、障害者虐待の問題について、障害福祉サービス事業所の管理者および従事者等の理解を深めるための虐待防止研修や強度行動障がいに対する理解のための研修を実施している。</p>

◎具体的な実践例

研修の効果検証のために虐待防止研修参加者にアンケートを実施したところ、虐待に関する認識等の意識改革、障がい特性の理解、虐待防止委員会の設置を早急に行う、規則の見直し、職員間の交流、情報共有の徹底といった環境・制度整備に努める等の意見が多く得られ、各事業所の質の向上につなげるための気づきの場とすることができた。

また、本アンケート結果について自立支援協議会等において、共有し、今後の研修のニーズや在り方、方法等を検討することで、継続的な人材の養成を目指している。

<ポイント>

地域での専門的人材養成として、受講料補助制度とともに全国研修への複数スタッフ派遣等を行うことで、他の事業所への助言等を行うことができる人材の養成につながっている事例

○人材の養成

<取組内容>	<工夫点>
<p>○南知多町単独ではなく、美浜町、武豊町と合わせた南部3町で行う自立支援協議会の専門人材育成WGにおいて、専門人材育成確保等の取り組みについて検討・実施を行っている。具体的には、行動障害や医療ケア資格研修や、入門研修・スキルアップ研修参加費の半額程度の補助、自主開催の会場費について、町が補助を行っている。</p> <p>○また、地域に専門人材が確保され研修の自主開催が可能となるよう全国研修への複数スタッフの派遣や、研修の講師や補助の機会を設け段階的な人材育成も行っている。</p>	<p>○専門人材を南部3町を超えて知多半島内で育成するため、「困り感への行動支援研修」を地域の事業所を中心に実施し、事業所の中心スタッフを対象にそれぞれの事業所における困難ケースについて、問題行動の背景を踏まえた取組内容や事業所全体の支援体制改善に向けた取組内容とした。</p> <p>○その他にも、強度行動障害支援者養成研修（基礎）を修了した（同等の）支援者を対象とし「冰山モデル共同学習会」を年に1～2回程度開催し、冰山モデルシートが現場の支援で活用できるよう実施している。</p>

◎具体的な実践例

社会資源開発部会内にある専門人材育成WGを2ヵ月に1回程度開催する中で、南部3町内の行動障害等で支援困難なケースについての経過報告や支援方法について意見交換を行う他、必要に応じてWG内の中心メンバーが実際に事業所や家庭へ出向き、実地で助言をおこなったり、新しい事業所が安心してサービス提供をしてもらえるようOJTを行うことで支援できる事業所を増やすことができた。

## ⑤ 地域の体制づくりの機能

基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能





## &lt;ポイント&gt;

自立支援協議会で地域における課題の共有や取組の方法を検討することを通して、医療的ケア児者に対する移動支援の充実を図るなど、地域の体制づくりの強化を図っている事例

## ○地域の体制づくり

<取組内容>	<工夫点>
○自立支援協議会内の専門部会や事業所連絡会等を通じて、地域における課題の共有や取り組み方法の検討を実施している。	○意見を出しやすいような雰囲気づくりのため、茶話会などの開催方法も取り入れている。

## ◎具体的な実践例

自立支援協議会内に医療的ケアに関する検討会を立ち上げ、医療的ケア児者に対する移動支援が不足している現状の解決策として、医療的ケア児者に対する移動支援事業の制度設計について協議した。

保健・福祉・教育の関係機関だけでなく、当事者団体やサービス提供事業所もメンバーとして参加してもらうことで、様々な面から事業内容について検討を重ね、令和5年8月から事業を開始するなど、地域の体制づくりの強化を図っている。

## &lt;ポイント&gt;

自立支援協議会で地域におけるニーズの把握を行い、より実践的な一人暮らしの体験の場の確保に向けて、救護施設を体験の場として確保するなど、地域生活支援拠点等の機能の充実を図っている事例

## ○地域の体制づくり

<取組内容>	<工夫点>
<p>○自立支援協議会を中心に体制構築を検討している。</p> <p>○基幹相談支援センターを中心に相談支援体制の整備を重点的に取り組んでいる。</p>	<p>○自立支援協議会において地域のニーズ把握や資源開発を行っている。</p> <p>○相談支援体制を整備することにより各相談員からのニーズの吸い上げを行っている。</p>

## ◎具体的な実践例

自立支援協議会において地域のニーズ把握や資源開発を行っており、当該協議会の議論を通して、実践的な一人暮らし体験の場が必要というニーズを把握し、一般アパート等に準じた設備を有する救護施設に事業の説明等を行い、体験的宿泊事業への登録をしてもらうことができ、より一人暮らしに近い形での宿泊体験が可能となるなど、地域生活支援拠点等の機能の充実を図っている。

<ポイント>

社会資源を可視化するため、市内事業所マップを作成するとともに、各会議を通して、事業所との連携強化を行っている事例

○地域の体制づくり

<取組内容>	<工夫点>
<p>○愛知県が作成した「地域生活支援拠点等 運用状況の検証・検討のための手引き」のチェックポイントに沿って、それぞれの項目の実績及び取組状況を把握している。</p> <p>○自立支援協議会、各専門部会、連絡会を協議、共有の場としている。</p>	<p>○社会資源を可視化するため、市内事業所マップを作成し、公開している。</p> <p>○自立支援協議会及び5つの専門部会、7つの連絡会の場で、地域課題について協議・検討し、障害福祉サービス事業所等との情報共有の場としている。</p>

◎具体的な実践例

1年を通して、自立支援協議会2回、5つの専門部会（地域生活支援拠点等検討部会、就労支援部会、相談支援部会、子ども部会、福祉人財研修部会等）で計17回、7つの連絡会（就労支援連絡会、相談支援連絡会等）で計24回の会議を開催し、各会議を通じて障害福祉サービス事業所の連携強化を図っている。

<ポイント>

コーディネーターが医療機関や警察等の関係機関に対して、地域生活支援拠点等の周知を行うことで、地域の支援体制づくりを行っている事例

○地域の体制づくり

<取組内容>	<工夫点>
<p>○地域生活支援拠点等コーディネーターが様々な会議に参加し、地域生活支援拠点等についてPRを行っている。</p>	<p>○医療機関、警察等にもPRをしていることで、地域で障害のある人が困っているケースがあると、地域生活支援等コーディネーターにすぐに連絡が行くようになっている。</p>

◎具体的な実践例

自立支援協議会内に10を超える部会・プロジェクトチームがあり、市内の事業所が顔を合わせ関係性ができているため、強度行動障害の方などについて、連携して支援にあたることができている。

また、医療機関、警察等にも地域生活支援拠点等について、コーディネーターが周知を行っており、地域で障害のある人が困っているケースがあると、地域生活支援等コーディネーターにすぐに連絡が行くようになっている。

さらに、精神科病院から退院したあとしばらくして不安定になった方からの地域生活支援拠点等に対して寄せられた夜間の電話相談を通して、日中に利用されている事業所、相談支援専門員等に当事者の困っていることや希望などを伝えるなどの連携をスムーズに行い、地域の体制づくりの強化を図っている。

<ポイント>

地域生活支援拠点等についての研修会を行うとともに自立支援協議会の委員として参画してもらうことで、地域の支援力強化につなげている事例

○地域の体制づくり

<取組内容>	<工夫点>
<p>○地域の実情に応じた地域生活支援拠点等の整備にあたって、自立支援協議会を中心に、各関係機関と連携を図りながら、コーディネートしている。</p>	<p>○自立支援協議会の専門部会である「おとな部会」にて、町内の障がい福祉事業所向けに、地域生活支援拠点等についての研修を行い、本町における拠点機能の共有、地域の体制等について知っていただく機会を設けた。</p> <p>○また、報告、評価についても、この研修会に行っている。</p>

◎具体的な実践例

地域生活支援拠点等の評価をするにあたり、そもそも、町内の障がい福祉事業所の方たちに周知が足りていないのではないか、という意見が協議会で出たため、「本町の地域生活支援拠点等」の研修を町内の障がい福祉事業所の方々を対象に開催した。

研修後の感想やアンケートで拠点等についての理解が足りていないことが判明した一方、興味をもっていた事業所もあり、事業所の職員が自立支援協議会の委員として参画することを働きかけ、地域の体制づくりの強化を図っている。

# コラム3：個人情報を取扱う際の留意点について

地域生活支援拠点等が関係機関との連携を強化する上で、個別事例の共有は欠かせません。また、市町村が設置する協議会等において地域生活支援拠点等の運用状況を検証・検討していくためにも、個別事例に踏み込んだ議論が必要となります。

令和4年度の障害者総合支援法の改正（令和6年4月1日施行）において、個別事例から地域課題を抽出する取組が重要であるとして、協議会関係者間で個別事例に関して必要な情報を共有することが明確化されるとともに、協議会関係者の守秘義務が規定されました。

個人情報を取扱う際には、「支援者間において、市町村が定める個人情報保護の規定を踏まえた対応が図られているか」について常に留意することが必要です。

また、利用目的を明示し、本人から同意を得た場合であっても必要に応じて匿名化するなどの個人情報への配慮を行うことが大切です。

### 個人情報とは

The infographic is titled "個人情報とは" (What is Personal Information). It is divided into three columns. The first column shows a document with fields for name (山 子), birth date (〇〇年〇月〇日), and address (東京都.....), with the caption "特定の個人を識別できるもの" (Things that can identify a specific individual). The second column shows icons for an eye, a hand, a DNA helix, and a person's profile, with the caption "個人の身体データ" (Individual's physical data). The third column shows a Japanese passport, a driver's license, and a health insurance card, with the caption "個人に割り振られる公的な番号" (Official numbers assigned to individuals). At the bottom, it says "(内閣府大臣官房政府広報室IIPより引用)" (Cited from IIP, Government Publicity Room, Cabinet Office).

The infographic is divided into four quadrants, each with an illustration and a list of guidelines.   
1. 取得・利用 ▶ 勝手に使わない! (Acquisition/Use ▶ Don't use without permission!) - Illustration of a man at a laptop. Guidelines: ● 利用目的を特定して、その範囲内で利用する。 (Specify the purpose of use and use within that scope.) ● 利用目的を通知又は公表する。 (Notify or disclose the purpose of use.)   
2. 保管・管理 ▶ なくさない! 漏らさない! (Storage/Management ▶ Don't lose it! Don't leak it!) - Illustration of a woman holding a key. Guidelines: ● 漏えい等が生じないように、安全に管理する。 (Manage safely so that leaks, etc., do not occur.) ● 従業者・委託先にも安全管理を徹底する。 (Thoroughly implement safety management for staff and subcontractors.)   
3. 提供 ▶ 勝手に人に渡さない! (Provision ▶ Don't give to others without permission!) - Illustration of a man holding a document. Guidelines: ● 第三者に提供する場合は、あらかじめ本人から同意を得る。 (When providing to a third party, obtain consent from the individual in advance.) ● 第三者に提供した場合・第三者から提供を受けた場合は、一定事項を記録する。 (When providing to a third party or receiving from a third party, record certain items.)   
4. 開示請求等への対応 ▶ お問合せに対応! (Response to disclosure requests etc. ▶ Respond to inquiries!) - Illustration of a woman on a phone. Guidelines: ● 本人から開示等の請求があった場合はこれに対応する。 (When a request for disclosure, etc., is received from the individual, respond to it.) ● 苦情に適切・迅速に対応する。 (Respond appropriately and promptly to complaints.)   
At the bottom, it says "(内閣府大臣官房政府広報室HPより引用)" (Cited from IIP, Government Publicity Room, Cabinet Office).

※人の生命・身体・財産の保護に必要で本人の同意取得が困難な場合等、本人の同意を得なくても、例外的に個人情報を第三者に提供できる場合もあります。

地域生活支援拠点等の機能の充実に向けて、協議会等において個別事例を共有する際には、個人情報の取扱いについて十分に配慮した上で実施することが求められています。

(執筆 愛知県福祉局福祉部障害福祉課 地域生活支援グループ)





